

## 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 脱炭素社会の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化（以下「スマートエネルギー化」という。）を推進するため、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入した者及び環境性能に特に優れた自動車等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の住宅（店舗等併用住宅を含む。以下同じ。）に別表第1に掲げる補助対象機器を導入する事業又は補助対象機器が設置された市内の住宅（以下「補助対象機器付建売住宅」という。）を購入する事業とし、同表補助対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表個別要件及び共通要件の各欄に定める要件を満たすものとする。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第4号又は第5号に規定する契約により補助対象機器を導入した者にあつては、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を除く。

(1) 補助対象機器を住宅に導入した個人であつて、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの

ア 補助対象機器の導入に係る契約の当事者であること。

イ 補助対象機器の代金の支払をし、その支払いに係る領収書の名宛人であること（割賦販売により導入する場合を除く。）。

ウ 当該補助対象機器を使用する者であること。

エ 「あつ晴れ岡山エコクラブ」に入会していること（太陽光発電設備及び蓄電池を

導入した場合に限る。)

(2) 補助対象機器付建売住宅(家庭用燃料電池(エネファーム)、窓断熱、HEMSは太陽光発電設備と組み合わせて設置されている住宅に限る。)を購入した個人であつて、前号アからエまでに掲げる要件を満たすもの

(3) 電気自動車等及び燃料電池自動車を導入した個人であつて、第1号アからエまでに掲げる要件を満たすもの

(4) 前3号に規定する個人に対し、賃貸借契約により補助対象機器を貸与したリース事業者

(5) 第1号から第3号までに規定する個人に対し、太陽光発電設備及び蓄電池を無償で設置し、当該設備から発電された電気を建物所有者等に販売する契約(以下「PPA」という)により補助対象機器を設置したPPA事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を岡山市から受けている者。ただし、電気自動車等及び燃料電池自動車について、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 電気自動車等及び燃料電池自動車に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、第12条の規定に従ってその適正な運用を図った後、当該電気自動車等及び燃料電池自動車を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄(以下「処分」という。)し、その後に電気自動車等及び燃料電池自動車を導入する場合

イ 電気自動車等及び燃料電池自動車に係る法定耐用年数の期間経過前に第13条の規定に基づき承認を受けて当該電気自動車等及び燃料電池自動車を処分した後、当該電気自動車等及び燃料電池自動車に係る法定耐用年数の期間経過後に電気自動車等及び燃料電池自動車を導入する場合

(4) 補助金の交付申請時に、申請住所に係る住宅に居住していない者及び当該住宅の所在地に住民登録がない者。ただし、単身赴任等で一時的に当該住宅に居住していない者であって、次のいずれにも該当する者を除く。

ア 当該住宅に家族等が居住していること。

イ 当該住宅に補助対象機器を導入した際の契約の契約当事者であること。

(5) 虚偽の補助金交付申請を行った者

(補助金の交付の制限)

第5条 同種の補助対象機器に係る補助金の交付の回数は、一住宅（同一敷地内にある別棟の建築物を含む。）につき1回とする。ただし、補助事業者と別生計にあると認められる場合又は既に補助金を交付された電気自動車等及び燃料電池自動車について、第4条第2項第3号ア又はイに該当する場合を除く。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出された経費のうち、補助金の交付額算定に当たって対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額（既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに申請代行手数料等の費用を除く。）から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額とする。ただし、補助対象機器のうち太陽光発電設備及び蓄電池に係る補助金の交付額算定に当たっては、補助対象経費を基礎としない。

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表第2の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、同表補助金額の欄に掲げる額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付申請は、岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月10日（当該日が土曜日

又は日曜日に当たるときは、その直後の月曜日)とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条第1項の補助金交付決定及び確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(手続代行者)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請等に係る手続の代行を、補助対象機器を販売する者等に対して依頼することができる。

2 補助金の交付申請等に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を履行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

(取得財産等の管理)

第12条 補助事業者は、補助対象機器を法定耐用年数の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、補助対象機器がき損し、又は紛失したときは、この限りでない。

(取得財産等の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象

機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合には、申請者に対し、書面により、その結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助対象機器の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（協力依頼）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者及び手続代行者に対し、ライトダウンキャンペーン、環境パートナーシップ事業への参加等、本市の地球温暖化対策の推進に必要な協力を求めることができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

2 岡山市住宅用太陽光発電システム設置等補助金交付要綱（平成24年5月16日市長決裁）、岡山市住宅用省エネ設備等導入補助金交付要綱（平成24年8月10日市長決裁。）及び岡山市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱（平成24年5月24日市長決裁）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、現に前項に掲げる要綱に基づく補助金の交付を受けた補助事業者の報告については、なお従前の例による。

4 この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

5 この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

6 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

7 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

8 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

9 この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

10 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

11 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

12 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

13 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

| 補助対象機器         | 個別要件   | 共通要件   |
|----------------|--|--|
| <p>太陽光発電設備</p> | <p>太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）及びその他附属機器（接続箱、直流側開閉機器及び交流側開閉機器）で構成するものであって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。</p> <p>イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <p>（ア）太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが10kW未満（小数点以下2桁未満切り捨て）であること。</p> <p>（イ）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の電力受給契約において最大受電電力が10kW未満であること。</p> <p>ウ 既存設備増設の場合は、既存設備</p> | <p>1 補助対象機器の導入日（太陽光発電設備は、電力需給開始日が令和7年3月1日から令和8年2月28日の間である場合であって、保証開始日が令和7年2月28日以前であるときは、当該電力需給開始日。電気自動車等及び燃料電池自動車は初度登録日。窓断熱は出荷証明書又は施工証明書に記載の納入日。その他の場合は保証開始日。）又は補助対象機器が設置された建売住宅の引渡日が、市長が年度ごとに別に定める期間内であること。</p> <p>2 補助対象機器は未使用品（電気自動車等及び燃料電池自動</p> |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
|                            | <p>分を含めた増設後の設備が上記イを満たしていること。また、モジュール増設の場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設していること。</p> <p>エ 発電した電気が住宅において消費されていること。</p>                                       | <p>車の場合は未登録車) であること。</p> <p>3 補助対象機器に係るリースの取り扱いについては、次のとおりであること。ただし、窓断熱は対象外とする。</p> <p>(1) 「法定耐用年数」以上(太陽光発電設備及び太陽熱利用システムにおいては、10年以上)の契約を締結していること。</p> <p>(2) リース事業者が補助対象機器を貸与する場合にあつては、補助対象機器の月々のリース料の額が、当該補助対象機器の借受人に対し、この要綱による補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。</p> <p>4 補助対象機器に係</p> |
| 太陽熱利用システム<br>(自然循環型・強制循環型) | <p>日本工業規格(JIS)に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。</p>   |  |
| 家庭用燃料電池(エネファーム)            | <p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されている機器であること。</p> <p>イ 太陽光発電設備と併せての導入又は既に太陽光発電設備を設置している住宅への導入であること。</p>            |  |
| 蓄電池                        | <p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)がZEH支援事業において補助対象としている機器であること。</p> <p>イ 常時、太陽光発電設備と接続し、同機器が発電する電力を充放電すること。</p> |  |

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| <p>窓断熱</p>    | <p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア 公益財団法人北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品であって、既築住宅（補助対象機器の設置に係る契約日より前に建築されていることが登記事項証明書により確認できる住宅をいう。以下同じ。）への導入であること。</p> <p>イ 太陽光発電設備と併せての導入又は既に太陽光発電設備を設置している住宅への導入であること。</p>                             | <p>る P P A の取り扱いについては、次のとおりであること。</p> <p>(1) 10 年以上の契約を締結していること。</p> <p>(2) P P A 事業者が補助対象機器を設置する場合にあつては、補助金相当額を月々の電気料金から減額（割引）することにより還元すること又は補助金相当額を現金等で還元すること。</p> |
| <p>電気自動車等</p> | <p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）がクリーンエネルギー自動車等導入事業費補助金において補助対象にしている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（普通・小型・軽乗用自動車及び普通・小型・軽貨物自動車に限る。）であること。</p> <p>イ 電気自動車等の導入者と使用者が同一であること（導入者がリース事業者の場合を除く。）。</p> <p>ウ 使用の本拠の位置が市内であること。</p> | <p>5 店舗等併用住宅への導入については、住宅部分への導入を対象とする。ただし、住宅部分の延床面積が建物全体の延べ床面積の 2 分の 1 を超えるものに限る。</p>   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>燃料電池自動車</p>     | <p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア NeVがクリーンエネルギー自動車等の導入に係る補助金において補助対象としている燃料電池自動車であること。</p> <p>イ 燃料電池自動車の導入者と使用者が同一であること（導入者がリース事業者の場合を除く。）。</p> <p>ウ 使用の本拠の位置が市内であること。</p> |
| <p>V2H（※1）</p>     | <p>NeVがV2Hの導入に係る補助金において補助対象としている充電設備と同等以上の機能を有していること。</p>   |
| <p>電気自動車等用充電設備</p> | <p>NeVが電気自動車等用充電設備の導入に係る補助金において補助対象としている急速充電設備又は普通充電設備（充電用コンセントスタンド、充電用コンセント等）の導入であって、既築住宅への導入であること。</p>  |
| <p>HEMS（※2）</p>    | <p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア エネルギー使用量を計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。</p> <p>イ 「ECHONET Lite」規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ウ 太陽光発電設備と併せての導入又は既に太陽光発電設備を設置している住宅への導入であること。</p> |
|--|---|

※1 V2H 電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給するシステム

※2 HEMS 家電、太陽光発電設備、エネファーム、蓄電池等をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステム

別表第2（第7条関係）

| 補助対象機器           | 補助金額   |
|------------------|--|
| 太陽光発電設備          | 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kW当たり2万円を乗じて得た額であって、10万円を上限とする。 |
| 太陽熱利用システム（自然循環型） | 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、3万円を上限とする。  |
| 太陽熱利用システム（強制循環型） | 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、5万円を上限とする。  |
| 家庭用燃料電池（エネファーム）  | 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、15万円を上限とする。   |
| 蓄電池              | SIIに登録された蓄電池容量1kWh当たり1万円を乗じて得た額であって、15万円を上限とする。                                    |
| 窓断熱              | 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、10万円を上限とする。   |

|             |   |
|-------------|---|
| 電気自動車等      | 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、電気自動車のうち普通乗用自動車は13万円、小型・軽乗用自動車、普通・小型・軽貨物自動車は8万円を上限とし、プラグインハイブリッド自動車にあっては8万円を上限とする。 |
| 燃料電池自動車     | 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、50万円を上限とする。  |
| V2H         | 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、15万円を上限とする。  |
| 電気自動車等用充電設備 | 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、15万円を上限とする。  |
| HEMS        | 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、2万円を上限とする。   |

別表第3（第8条関係）

| 補助対象機器  | 個別必要書類   | 共通必要書類   |
|---------|--|--|
| 太陽光発電設備 | <p>ア 保証書の写し</p> <p>イ 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」等の電力受給開始日が分かる書面の写し（保証開始日が令和7年2月28日以前であって、電力受給開始日が令和7年3月1日から令和8年2月28日の間である場合に限る。）</p> <p>ウ 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力</p> | <p>ア 補助対象機器の導入又は補助対象機器付き建売住宅の購入に係る契約書の写し（ただし、契約時に契約書等を作成していない場合を除く。）</p> <p>イ 見積書、内訳書等補助対象機器に係る経費の内訳が確認できる書類の写し（アの契約書に当該経費の内訳が明記されていない場合に限る。）</p> <p>ウ 補助対象機器の設置に係る領収書の写し（PPAの場合を除く。割賦販売により設置する場</p> |

|                               |  |   |
|-------------------------------|--|---|
|                               | <p>対比表又は出力対比表及び製造番号票（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写し</p> <p>エ 公図の写し（イに掲げる「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」に記載された受給場所（設置場所）が地番表示のため、申請住所と相違する場合に限る。）</p> <p>オ 設置状況を示す配置図</p> <p>カ 電力受給場所（連系点）の住宅全体の写真（連系点とモジュール設置場所が違う場合）</p> | <p>合にあつては、申請者が今後全額支払うことが明記されている契約書等の写し）</p> <p>エ 滞納無証明書（市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。申請者がリース事業者の場合にあつては、リース事業者、借受人双方のもの。申請者がP P A事業者の場合にあつては、P P A事業者、サービス利用者双方のもの。）</p> <p>オ 補助対象機器が導入された住宅の位置図（電気自動車等及び燃料電池自動車を除く。）</p> <p>カ 補助対象機器の写真（機器の全体写真及び型式が確認できる写真）及び補助対象機器が導入された住宅全体の写真（電気自動車等及び燃料電池自動車を除く。）</p> |
| <p>太陽熱利用システム（自然循環型・強制循環型）</p> | <p>保証書の写し</p>  | <p>キ 補助対象機器が導入された住宅の居住者の住民票（発行後3月以内のもの。単身赴任等により補助対象機器が導入された住宅に当該システム及び住宅の所有者が居住していない場合に限る。）</p>   |
| <p>家庭用燃料電池（エネファーム）</p>        | <p>ア 保証書の写し</p> <p>イ 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」や太陽光発電設備の保証書の写し等、太陽光発電設備の設置が確認できる書類（太陽光発電設備の導入と併せて申請する場合</p>  | <p>キ 補助対象機器が導入された住宅の居住者の住民票（発行後3月以内のもの。単身赴任等により補助対象機器が導入された住宅に当該システム及び住宅の所有者が居住していない場合に限る。）</p>   |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | <p>を除く。)</p> <p>ウ 太陽電池モジュールが設置されていることが確認できる写真（太陽光発電設備の導入と併せて申請する場合を除く。)</p>  | <p>ク 承諾書（申請者又は同居する家族等以外が所有する建物に補助対象機器を導入する場合に限る。)</p> <p>ケ リース契約書の写し（リースの場合に限る。)</p>   |
| 蓄電池 | <p>ア 保証書の写し</p> <p>イ 製品カタログや仕様書の写し等システムパッケージ型番と構成機器が確認できる資料（保証書等に記載されていない場合に限る。)</p> <p>ウ 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」や太陽光発電設備の保証書の写し等、太陽光発電設備の設置が確認できる書類（太陽光発電設備の導入と併せて申請する場合を除く。)</p> <p>エ 太陽電池モジュールが設置されていることが確認できる写真（太陽光発電設備の導入と併せて申請する場合を除く。)</p> | <p>コ リース料金の算定根拠明細書（様式第2号。リースの場合に限る。)</p> <p>サ P P Aに係る契約書の写し（P P Aの場合に限る。)</p> <p>シ 経済的負担軽減措置内容説明書（様式第6号。P P Aの場合に限る。)</p> <p>ス その他市長が必要と認める書類</p> |
| 窓断熱 | ア 出荷証明書（公益財団   |  |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>法人北海道環境財団製品<br/>         型番の記載があるもので<br/>         あって、製造メーカーが<br/>         発行したもの) 又は施工<br/>         証明書の写し</p> <p>イ 設置状況を示す配置図<br/>         ウ 補助対象機器が導入さ<br/>         れた住宅の建物登記事項<br/>         証明書(発行後3月以内<br/>         のもの。)</p> <p>エ 補助対象機器設置に係<br/>         る施工中の写真</p> <p>オ 「太陽光発電からの電<br/>         力受給契約のご案内」や<br/>         太陽光発電設備の保証書<br/>         の写し等、太陽光発電設<br/>         備の設置が確認できる書<br/>         類(太陽光発電設備の導<br/>         入と併せて申請する場合<br/>         を除く。)</p> <p>カ 太陽電池モジュールが<br/>         設置されていることが確<br/>         認できる写真(太陽光発<br/>         電設備の導入と併せて申<br/>         請する場合を除く。)</p> |
| 電気自動車等 | <p>ア 自動車検査証記録事項<br/>         の写し</p> <p>イ 保管場所標章番号通知</p>   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>書又は任意自動車保険契約書等の写し（所有権留保付クレジット購入の場合に限る。）</p> <p>ウ 第4条第2項第3号ア又はイに該当する場合は、電気自動車等を処分したことがわかる書類</p>                                     |
| 燃料電池自動車     | <p>ア 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>イ 保管場所標章番号通知書又は任意自動車保険契約書等の写し（所有権留保付クレジット購入の場合に限る。）</p> <p>ウ 第4条第2項第3号ア又はイに該当する場合は、燃料電池自動車を処分したことがわかる書類</p> |
| V2H         | <p>ア 保証書の写し</p> <p>イ 設置状況を示す配置図</p>   |
| 電気自動車等用充電設備 | <p>ア 保証書又は納品出荷証明書（保証開始日が記載されたもの）の写し</p> <p>イ 設置状況を示す配置図</p> <p>ウ 補助対象機器が導入された住宅の建物登記事項証明書（発行後3月以内</p>                                 |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>のもの。)</p>   |
| <p>HEMS</p> | <p>ア 保証書の写し</p> <p>イ 稼働していることが分かるモニターの写真</p> <p>ウ 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」や太陽光発電設備の保証書の写し等，太陽光発電設備の設置が確認できる書類（太陽光発電設備の導入と併せて申請する場合を除く。）</p> <p>エ 太陽電池モジュールが設置されていることが確認できる写真（太陽光発電設備の導入と併せて申請する場合を除く。）</p> |